



故正二位牧野伸顯位階追陞の件
右謹々裁可を仰ぐ

昭和二十四年一月二十五日

内閣総理大臣吉田 茂



内閣

大夕自筆原本

人團第一号

案起

昭和二十四年一月二十五日

決議昭和二十四年一月二十五日
上奏昭和二十四年一月二十五日
公布昭和二十四年一月二十五日
施行昭和二十四年一月二十五日

内閣總理大臣

齋藤

内閣官房長官

佐野

内閣事務官

内閣官房次長



林 國務大臣

林

大屋 國務大臣

大屋

益谷 國務大臣

益谷

森 國務大臣

森

植田 國務大臣

植田

小澤 國務大臣

小澤

井上 國務大臣

井上

下條 國務大臣

下條

降旗 國務大臣

降旗

岩本 國務大臣

岩本

周東 國務大臣

周東

増田 國務大臣

増田

二藤 國務大臣

二藤

故正二位牧野伸顯は別紙功績調

書のとおり功績顯著な者であり
ましたが一月二十五日死亡しました
ので特旨を以て左のとおり位階追
陞の件を上奏することに致したい
故正二位牧野伸顯
特旨を以て位一級追陞せられる
正二位牧野伸顯
従一位に叙する

一月二十五日付

昭和二十四年一月二十五日

宮内府長官 田島道治

内閣総理大臣 吉田茂

叙位の儀具申

故正二位勲一等牧野伸顯

右の者は本月廿五日薨去したのでありますが、同人は別紙
履歴書の通り、明治十二年出身以来、諸種の要職を
歴任して、輔弼の重責を果し、労績極めて大なるものか
あり。即ち、明治十三年、早くも、英国に駐在して外交の事
に深く帰朝して、太政官権少書記官となり、参事院議

官補を兼ね、廃官によつて法制局参事官となり、地方官に転じ、次で内閣総理大臣秘書官、内閣記録局長を歴任し、宮内省に文事秘書局を置かるるや、文事秘書官を兼ね、明治二十四年、出で、福井縣知事となり、次で茨城縣知事に転じ、同二十六年、文部次官となり、同三十年、特命全権公使として伊太利國に駐劄仰付けられ、墺國に転じ、瑞西國公使兼勤を命ぜられ、同三十九年に至るまで、外に在つて國際親善の實を揚げ、又入つて文部大臣の要職に就いた。明治四十年、淀妻の勲功により、特に男爵を授けられた。翌年、領に依り本官と免せられたが、四十二年には枢密顧問官となり、四十四年、農商務大臣に任ぜられ、大正元年、文部大臣と兼ねたが、その年退官した。翌年、外務大臣の要職に就き、一年余にして官

を退いたが、特に前官の礼遇を賜わった。同六年、臨時外交調査委員会委員を仰付けられ、特に國務大臣の礼遇を賜わり、翌年、歐洲へ出張を命ぜられ、次で歐洲大戰の講和會議が開かれるに當つては、全権委員を仰付けられ、樽俎折衝、よくその重責を果したので、翌九年、特に子爵に陞爵せしめられ、勲一等旭日桐花大綬章を授けられた。大正十年、宮廷に入り、宮内大臣の重任に就き、議定官に補せられ、同十四年、内大臣に転じ、側近に奉仕すること十有余年、此の間また陞して伯爵を授けられたが、昭和十年、病を以て退官した。即日、特に前官の礼遇を賜わった。退官後は専ら皇室經濟顧問として、一昨二十年、廢職に至るまで、皇室の機務に参画したのである。

前頭（國家公共に對する）の如く、多年内外の杞要な職を歴任し、功
 勞殊に顯著であるから、此の際、特に位一叙と追陞せ
 られ、從一位に叙せられるよう、詮議せられたい。

本貫 鹿兒島縣
 位 勳 勤 生 生 籍 町 村
 名 舊 性 名 舊 性
 生 年 月 日 生 年 月 日
 文久元年 西 十月廿二日
 (八十九才)

姓 名
 牧野 伸顯

年 號	月 日	任叙轉免出張賞罰等	資 格
明治十二年十二月五日		御用掛申付候事 但身分取扱判任ニ准シ候事	外務省 官 衙
十三年三月九日		條約改正掛附屬勤務申付候事 任三等書記生	〃
十四年八月廿日		英國倫敦公使館在勤申付候事 廢官	

辭令書アルモノハ
 此欄内ニ記入ス

任書記生

外務省

年俸英貨三百八十磅被下候事

十六年十月十四日 歸朝

依願免本官

太政官

十月九日 任太政官權少書記官

十月廿五日 叙正七位

十七年三月廿三日 制度取調局御用掛兼勤被仰付候事

十八年一月廿二日 兼任參事院議官補

七等官相当月俸百四下賜候事

司法部勤務被仰付候事

參事院

二月廿四日 特派全權大使伯爵伊藤博文。隨行清國。被差遣候事

太政官

十月廿三日 廢本官並兼官

十月廿三日 任法制局參事官

十月廿五日 法政部勤務被仰付

法制局

十九年四月十日 叙奏任官四等賜上級俸

内閣

五月廿六日 任兵庫縣大書記官

七月八日 叙從六位

七月十二日 改地方官官制

七月廿五日 任兵庫縣書記官

内閣

叙奏任官三等賜上級俸

官報報告主任ヲ命ス

兵庫縣

九月 第一部長ヲ命ス

十月 普通試驗委員長ヲ命ス

廿二年五月五日 任内閣總理大臣秘書官

叙奏任官三等賜上級俸

九月廿日 文官普通試験委員ヲ命ス

十二月廿日 憲法發布式取調委員ヲ命ス

廿二年三月十九日 兼任法制局參事官

叙奏任官三等

三月廿日 行政部勤務ヲ命ス

七月九日 官制調査委員ヲ命ス

十月十日 陞叙奏任官二等賜中級俸

十二月七日 任内閣記録局長

叙奏任官二等賜中級俸

廿三年二月十四日 兼任内閣官報局長

叙奏任官二等

九月廿日 免兼官

十月二日 官内省中置文事秘書官局

兼任文事秘書官

叙奏任官二等

廿四年三月廿日 官制調査委員ヲ免ス

五月四日 文官普通試験委員ヲ命ス

五月九日 官制調査委員ヲ命ス

七月廿四日 上ヲ免ス

八月十日 任福井縣知事

叙勅任官二等

八月十六日 官等俸給令ヲ廢シ俸給制ニ改ム

官内府

内閣

口達

内閣

法制局

内閣

〃

内閣

〃

〃

官内省

〃

内閣

〃

〃

〃

〃

〃

官内府

十二月二日 叙正五位

廿五年十二月廿六日 任茨城縣知事

十二月廿日 廢文武高等官官職等級表

廿六年三月十日 任文部次官

叙高等官二等

三月廿日 専門學務局長事務取扱ヲ命ス

六月九日 同 又免ス

十二月廿日 叙勳四等授瑞宝章

廿七年十二月廿日 陞叙高等官一等

内閣

廿八年二月一日 叙従四位

十二月廿九日 叙勳三等授瑞宝章

三十年五月廿五日 任特命全權公使

叙高等官一等

賜一級俸

伊国羅馬府駐劄被仰付

廿二年五月二日 伊国駐劄被免 奧国駐劄被仰付

瑞西国駐劄公使兼勤被仰付

十月十日 叙勳二等授瑞宝章

廿三年三月十日 叙正四位

廿五年十二月廿六日 明治三十三年清国事変ニ於ケル功ニ依リ

旭日重光章ヲ授ケ賜フ

授旭日重光章

廿八年四月十日 叙従三位

廿九年一月四日 帰朝ヲ命ス

外務省

宮内府 4

三月廿五日 歸朝

三月廿七日 任文部大臣

廿九年四月一日 叙勲一等授旭日大綬章

年金七百四十圓
三十七八年事件ノ功

四十年十月四日 依勲功特授男爵

四十年四月廿日 叙正三位

七月廿日 依願免本官

四十二年十月廿七日 任樞密顧問官

四十三年四月一日 改高等官俸給令

四十四年五月十日 維新史料編纂會委員被仰付

八月廿日 任農商務大臣

大正元年十月九日 臨時兼任文部大臣

十月廿日 依願免本官並兼官

二年二月廿日 任外務大臣

三年四月十六日 依願免本官

四月十七日 特ニ前官ノ礼遇ヲ賜フ

五年一月廿二日 學習院評議會會員被仰付

六年六月六日 臨時外交調査委員會委員被仰付

六年六月六日 特ニ國務大臣ノ礼遇ヲ賜フ

七年十月三日 歐洲へ出張被仰付

八年一月十日 講和全權委員被仰付

九年九月七日 依勲功特陞授子爵

對独平和條約締結並ニ大正四年

乃至九年事件ノ功ニ依リ旭日桐花大

綬章及金五千圓ヲ授ケ賜フ

宮内府 5

八年九月二十日 御沙汰

朕置累卿之全權委員ヲ命シテ講
和會議ニ列セシム今其ノ任務ヲ了ヘテ
歸リ報ス卿外ニ在リシト数月勵精
劬苦折衝宜キヲ得タリ朕深ク其ノ勞

十年二月十九日 ヲ嘉ス

學習院評議會會員被免

任宮内大臣

三月二日 願ニ依リ貴族院議員ヲ免ス

三月五日 勅許ヲ經テ 恩賜 財團 濟生會顧問ヲ囑託ス

八月廿日 叙從二位

十年十月七日 官制改正

官等俸給令改正

宮内大臣 親任

十月八日 補議定官

十四年三月三十日 依願免本官

任内大臣

四月九日 依勅特陞授伯爵

昭和二年十二月五日 叙正二位

六年六月一日 宮内官官等俸給令中改正

年俸六千四百圓

年功加俸八百圓

九年七月一日 公刊明治天皇御紀編修委員會顧問被仰付

十年十二月廿六日 年俸八千圓下賜

年功加俸千円下賜

依願免本官

特ニ前官ノ礼遇ヲ賜フ

十一年一月二十日 帝室經濟顧問被仰付

卿官内大臣タリ又内大臣タリ要路ニ

当リ重寄ヲ荷フ前後十有余年資

夜勤掌密多事ニ從ヒ啓汝輔弼ノ責

ニ任ス勲勞殊ニ多シ今病ヲ以テ骸

骨ヲ乞フ朕深ク之ヲ惜ム卿其レ自

愛自重セヨ

十五年一月十五日 八十五ノ高齢ニ付御紋付銀盃並酒

肴料下賜

特旨ヲ以テ官中杖差許サル

廿二年五月三日 昭和二十二年五月二日 白皇室令第十二号ニ

より皇室財産令廢止

帝室經濟顧問廢職

廿四年一月廿日 薨去

故從五位吉井則清位階追陞の件
右謹んで裁可も仰ぐ

昭和二十四年二月二十一日

内閣総理大臣吉田 茂



内

閣